

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	4 2 3 0 - 2 9 0 - 6 9 4 9 - 5	仕 様 書 番 号
除染セット（除染車）	G C - D 6 0 0 2 6 6 F	
	防衛大臣承認	平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日
	作 成	平成 2 7 年 8 月 5 日
	変 更	令和 4 年 7 月 1 4 日
	作成部隊等名	補給統制本部 化学部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する除染セット（除染車）（以下，“当装置”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1 除染剤

H C - K 1 1 0 0 1 4, H C - K 1 1 0 0 2 5 又は H C - K 1 1 0 0 6 3 をいう。

1.2.2 除染溶液

H C - K 1 1 0 0 1 4 と水を混ぜ合わせて 1 0 %（基準）水溶液とした物、H C - K 1 1 0 0 2 5 と水を混ぜ合わせて 2 0 %（基準）水溶液（重量比で H C - K 1 1 0 0 2 5 と水の比率が 1 : 4）とした物及び H C - K 1 1 0 0 6 3 と水を混ぜ合わせて 5 %（基準）水溶液とした物をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S D 1 0 2 2	自動車運行試験方法
J I S K 5 5 7 2	フタル酸樹脂エナメル
J I S K 5 6 5 1	アミノアルキド樹脂塗料
N D S C 0 1 1 0	電子機器の運用条件に対する試験方法
N D S Z 8 0 1 1	角形銘板
N D S Z 8 2 0 1	標準色

b) 仕様書

D S P D 0 0 0 3	3 $\frac{1}{2}$ t トラック
D S P D 6 0 3 7	除染車 3 形（B）
D S P Z 9 0 0 8	品質管理等共通仕様書
C P - B - 0 0 0 3	9 4 式除染装置
C P - B - 6 0 0 1	携帯除染器 2 型
G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 9	陸上自衛隊 I T 利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書
G A V - W 1 5 2 0 3 2	輸送ヘリコプター C H - 4 7 J A

GS-C215816	広帯域多目的無線機（車両用）
GS-C295799	車載装置 JMRA-Z166-（ ）
GV-D110054	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（除染セット車体部）
HC-K110014	除染剤5号
HC-K110025	除染剤2号（高度さらし粉粒状）
HC-K110063	水酸化ナトリウム（25kg）

c) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年 防衛庁訓令第1号）

技術変更提案の処理について（通達）[陸幕装計第72号（10.3.26）]

武器・化学装備品等の型式管理について（通達）[陸幕武化第331号（令和元年12月16日）]

d) その他

J. T. O. 1C-130H-9 技術指令書 貨物搭載指令 C-130H/KC-130H

J. T. O. 1C-C2-9 技術指令書 貨物搭載指令 C-2輸送機

TAS-022 輸送ヘリコプター CH47J 取扱書

TAS-023 輸送ヘリコプター CH47JA 取扱書

輸送艦「おおすみ型」完成図書

「エアクッション艇」完成図書（海上輸送艦技術刊行物）

1.4 附属書

附属書A（規定） 技術審査実施要領

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- 除染溶液に接する部分は、耐腐食性及び耐熱性の材料、部品の使用を標準とする。
- 除染溶液及び熱水の使用時などにおける安全機能をもたなければならない。
- 構造堅ろう、操作容易かつ動作円滑で連続使用に耐え得なければならない。
- 努めて特殊な工具を使用せず整備でなければならない。

なお、設計においては、整備及び機能点検が容易にできる構造とする。

- “自衛隊の使用する自動車に関する訓令”に適合しなければならない。
- 外囲条件は、 $-30^{\circ}\text{C} \sim +40^{\circ}\text{C}$ の大気温度で使用でなければならない。また、耐食性及び耐砂じん性をもたなければならない。
- 地域等除染装置部は、GV-D110054に搭載して、2.6に示す性能を発揮でなければならない。細部は、図1による。
- サプライチェーン・リスクについては、GLT-CG-Z0000009の2.1による。

2.2 構成

構成は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－構成

番号	品名		数量	注記	
1	地域等除染装置部	水タンク部	一式	表2による。	
2		混合加温給水部	一式		表3による。
2－1		混合部	一式	表3による。	
2－2		加温部	一式		
2－3		発動発電機	1 個		
2－4		循環ポンプ	1 個		
2－5		制御部	一式		
2－6		給水器材	一式		
2－7		電源延長ケーブル	1 本		
2－8		消火栓用アダプタ	一式		
3		散布部	散布部	一式	表4による。
3－1			前方放射管	一式	
3－2	散布装置		一式		
4	車両部		一式	GV-D110054及び表5による。	
		本体	1 台		
4－1		車両関連器材	一式		
		操縦室	一式		
4－2		車両速度表示器	一式		
4－3		荷台	一式		
4－3－1		手すり	2 個		
5	携行工具		一式	5.4による。	
6	附属品		一式	表12による。	
7	予備品		一式	表13による。	

2.3 材料・部品

材料及び部品は、日本産業規格、防衛省規格、防衛省仕様書などの規格品又は同等以上の物を使用するほか、入手の容易性、経済性、生産性、環境性などを考慮する。

2.4 構造・機能

構造及び性能は、車両部の荷台に表1の地域等除染装置部を搭載及び固定する。

なお、除染車上へ搭乗して諸作業を実施できるスペース（以下、“プラットフォーム”という。）をもたなければならない。地域等除染装置部は、車両部から積み下ろし可能な構造とし、操作人員に対し安全な構造とする。地域等除染装置部の配置は、図1を標準とする。

a) 地域等除染装置部

地域等除染装置部の構造及び機能は、次による。

1) 水タンク部

水タンク部の構造及び機能は、表2を標準とする。

表2－構造及び機能（水タンク部）

区分	規定
水タンク部	a) 給水器材接続口、ストレーナ、混合加温給水部接続口、点検口、吸気口、防波板及びドレン弁から成る。 b) 容量は 2 1 2 5 L以上とし、目視にて液面及び水温を確認が可能な構造とする。 c) 給水器材との接続口をもたなければならない。

表2－構造及び機能（水タンク部）（続き）

区分	規定
水タンク部	d) 取り外し可能なストレーナをタンク内に設け、給水時の各種水源からの土砂などの流入を制限する。 e) 混合加温給水部との接続口をもたなければならない。 f) タンク上部に点検口をもち、水酸化ナトリウムを投入可能でなければならない。 g) タンク内に防波板を設け、走行中の水の揺動を抑制する。 h) コック式ドレン弁によって、タンク内の水を車両下方へ排出可能でなければならない。 i) 吸気口によって水タンク内の空気圧を大気圧へ維持する構造とする。 j) 車両部の荷台に固定するための取付け部をもち、着脱可能な構造とする。 k) クレーンによってつり上げ、搭載及び積み下ろしが可能な構造とする。 l) 空輸用車輪付き治具及びDSP D 0003への固縛が可能な構造とする。

2) 混合加温給水部 混合加温給水部の構造及び機能は、表3を標準とする。

表3－構造及び機能（混合加温給水部）

区分	規定
混合加温給水部	a) 混合部，加温部，発動発電機，循環ポンプ，制御部，給水器材，電源延長ケーブル及び消火栓用アダプタから成る。 b) 配管に圧縮空気接続口を設け，エアホース（水抜用）及び減圧弁（水抜用）を取り付け，コンプレッサからの圧縮空気によって配管内の強制排水が可能な構造とする。 c) 強制排水に用いる圧縮空気接続口は，ステンレス製のカムロックとする。 d) 車両部の荷台に固定するための取付け部をもち，着脱可能な構造とする。 e) クレーンによってつり上げ，搭載及び積み下ろしが可能な構造とする。 f) 空輸用車輪付き治具及びDSP D 0003への固縛が可能な構造とする。 g) 2.6に示す安全性能をもたなければならない。 h) 水の給水を行う。

表3ー構造及び機能（混合加温給水部）（続き）

区分	規定
混合加温給水部	i) 外部への送水接続口の規格は、口径13 mmのワンタッチカップラを標準とする。
混合部	a) 貯蔵部，供給部，粉砕機及び高压ポンプから成る。 b) 貯蔵部にてHC-K110025を500 kg以上，HC-K110014を240 kg以上及びHC-K110063を100 kg以上貯蔵が可能な構造とする。 c) 新品のHC-K110025を500 kg投入した位置に，100 %の目盛りを付け，その体積を基準に，95 %から120 %まで5 %ごと目盛りをつける。ただし，新品のHC-K110025のかさ密度は，1.11 kg/Lとする。 d) 供給部は，供給速度の微調整が可能な構造とする。 e) 供給部は，HC-K110025，HC-K110014及びHC-K110063を粉砕機へ供給が可能な構造とする。 f) 粉砕機にてHC-K110025，HC-K110014及びHC-K110063を散布直前に粉砕・混合し，連続的に溶解することが可能な構造とする。 g) 高压ポンプにて水タンク部の水を混合部から散布部へ圧送できなければならない。 なお，吐出圧力は2.5 MPa以上とする。 h) 制御部にて供給速度及び制御弁などを制御可能でなければならない。
加温部	a) 水タンク内の水を循環させながら，除染に要する温度へ加温する。 b) 加熱炉，燃料タンク，燃料ポンプ及び送風機から成る。 c) 加熱炉は，CP-B-0003による。 d) 燃料タンクは，鋼板製で容量60 L以上とし，液面計を設ける。 e) 燃料ポンプは，加熱炉に軽油を供給し，失火又は加温流路の圧力低下（水流停止）が検知されると燃料の供給を停止が可能な構造とする。 f) 送風機は，加熱炉に空気を供給する。 g) 1.5時間以上連続稼動可能でなければならない。 h) 2.6に示す安全性能をもたなければならない。 i) ホースは各ポンプの圧力に耐えられなければならない。

表3ー構造及び機能（混合加温給水部）（続き）

区分		規定
混合加温給水部 （続き）	発動発電機	a) 混合加温給水部の構成器材へ給電する。 b) AC 三相200 V
	循環ポンプ	a) 水タンク内部の水を配管内へ圧送する。 b) 最大吐出圧は0.5 MPaとする。 c) 吐出量は42 L/分以上とする。
	制御部	a) 加温部の電源供給及び各種操作を制御する制御装置から成る。 b) 制御装置で制御を行う構成器材は、次による。 1) 混合部 2) 加温部 3) 循環ポンプ c) きょう体は、鋼板製とする。 d) 非常停止スイッチをもたなければならない。
	給水器材	a) 各種水源からタンク部への給水を行う。 b) 水中ポンプ、手元スイッチ、藤かご、給水ホースなどから成る。 c) 水中ポンプの吐出流量は、200 L/分以上とする。 d) 藤かごは、水中ポンプに取り付けることによって土砂などの吸入を制限可能でなければならない。 e) 手元スイッチによって水中ポンプを操作可能でなければならない。 f) 給水ホースの径は50 φ、長さは10 m（標準）、数量は2本とする。 g) 給水ホースは、両端ワンタッチカブラによって水タンク給水口及び水中ポンプを接続する。
	電源延長ケーブル	AC 三相200 V用：[14 m（標準）]
	消火栓用アダプタ	消防水利の消火栓と給水ホースを接続可能な口径に変換する。なお、変換口径は、次による。 a) 変換口径 65－50（1個） b) 変換口径 75－65（1個）

3) **散布部** 散布部の構造及び機能は、表4とする。

表4ー構造及び機能（散布部）

区分	規定
散布部	a) 前方放射管及び散布装置から成る。 b) 配管に圧縮空気接続口を設け、エアホース（水抜用）及び減圧弁（水抜用）を取り付け、コンプレッサからの圧縮空気によって配管内の強制排水が可能な構造とする。 c) 強制排水に用いる圧縮空気接続口は、ステンレス製のカムロックとする。 d) 車両部に固定するための取付け部をもち、着脱可能な構造とする。
前方放射管	a) 車両部の操縦席からレバー操作によって開閉操作が可能な機能をもたなければならない。 b) ノズル数は、2個とする。 c) 散布幅は、3 m(基準)とする。 d) 取り外しが可能な機能をもたなければならない。
散布装置	a) スプレーガン、ホース、延長ホース及びホースリールから成り、数量は各2本とする。 b) ホースリールに収納されたホースによって、除染溶液をスプレーガンへ送液し、スプレーガンによって散布可能な構造とする。 c) ホースは、吐出の圧力に耐えられなければならない。 d) スプレーガンは、DSP D 6037による。なお、放射を固定可能な機能をもたなければならない。 e) スプレーガンの吐出圧及び吐出量を調節可能な調圧弁をもたなければならない。 f) ホースは、長さ15 m以上とする。 g) 延長ホースによって、ホース長を10 m以上延長が可能な構造とする。 h) ホースリールによってホースを収納可能な機能をもたなければならない。 i) スプレーガンのホース接合方式は、カップラー式とする。 j) 取外しが可能な機能をもたなければならない。

b) **車両部** 車両部の構造及び機能は、表5による。なお、細部は、承認図面による。

表5ー構造及び機能（車両部）

区分		規定
車両部		
	本体	GV-D110054の種類“3 $\frac{1}{2}$ tトラック〔除染セット（除染車）車体部〕”とし、その構造は、GV-D110054の2.4による。
	車両関連器材	
	操縦室	a) 操縦室及び地域等除染装置部に、車両の発進、停止及び前方放射管による除染剤の散布並びに停止を指示可能な乗員連絡用操作盤をもたなければならない。 b) GS-C215816及びGS-C295799を操縦室に搭載が可能な構造とする。 c) 操縦室後部外側左右に、GS-C215816の空中線JAT-Z5を取り付けるためのアンテナブラケットを取り付ける。 d) 取外し可能な金属製のハードトップをもつ構造とする。 e) 操縦室内に前方放射管の操作部をもたなければならない。
	車両速度表示器	a) 4 km/h以下の車両速度を、0.1 km/h単位以下で計測し、表示可能なGPS式速度表示器をもたなければならない。 b) 操縦手が見やすく、車両操縦の妨げにならない位置に取り付ける。
	荷台	a) 構成機器を搭載及び固定が可能な構造とする。 b) CP-B-6001を搭載・固定が可能な構造とする。
	手すり	a) プラットホーム上からの乗員の転落を防止する。 b) 取付け及び取外しができなければならない。

2.5 形状・寸法・質量

2.5.1 形状・寸法

形状及び寸法は、図1とし、細部は、承認図面による。

2.5.2 質量

質量は、表6とする。

表6ー質量

単位 kg

区分	質量
標準積載状態の質量 ^{a)}	11 985以下
最大積載状態の質量 ^{b)}	14 610以下
注^{a)} 標準積載状態とは、当装置に乗員2名（80 kg×2）、燃料、潤滑油、冷却水などを全量搭載し、携行工具、予備品を取付け位置などに収納した状態をいう。 なお、車両部（官給品）の空車質量は、8 450 kgを前提とする。	
注^{b)} 最大積載状態とは、標準積載状態の除染車に水（2 125 L）及び除染剤（500 kg）を満載した状態をいう。	

2.6 性能

性能は、表7による。

表7ー性能

区分	規定
散布性能	a) 前方放射管は、幅3.0 m（基準）で流量110 L／分を基準に水及び除染溶液を散布が可能でなければならない。 b) スプレーガンの吐出量は、1本当たり55 L／分を基準に水及び除染溶液の散布が可能でなければならない。 c) 水2000 LとHC-K110025を500 kg又はHC-K110014を240 kgを混合した状態で、前方放射管又はスプレーガン2本を用いて、詰まりなく21分を基準に幅3 m（基準）、距離700 m（基準）の除染溶液の散布が可能でなければならない。 d) 前方放射管及びスプレーガン2本を同時に用いて除染溶液の散布が可能でなければならない。 e) スプレーガンの吐出量は、調節が可能でなければならない。 f) 高圧ポンプの最大吐出圧力は、2.5 MPa以上とする。
給水性能	6 mの高度差がある水源から200 L／分で給水（汲み上げ）が可能でなければならない。
加温性能	水2000 Lを1時間で15℃から45℃以上に加温できることを基準とする。
混合性能	水2000 Lに対して21分を基準にHC-K110025を500 kg及びHC-K110014を240 kg供給が可能でなければならない。 ただし、HC-K110025は、20％を基準、HC-K110014は、10％を基準とする溶液を混合調製が可能でなければならない。
持続性能	給水・加温・散布状態で48時間連続運転を実施し、運転間及び運転後に各装置に破損及び漏れなどの異常があってはならない（48時間には給油及びドレンによる中断時間は含まない。）。
空輸性能	当装置を分割せず、表11の番号2のC－2型機によって、空輸が可能でなければならない。 操縦室のハードトップを取り外した状態で、表11の番号1のC－130型機によって空輸ができなければならない。 車両部本体を除いた構成品を、附属品の空輸用車輪付き治具を使用し、GAV-W152032によって空輸が可能でなければならない。
海上輸送性能	当装置を分割せず、表11の番号5のおおすみ型輸送艦及び表11の番号6のエアクッション艇LCACによって海上輸送が可能でなければならない。

表7－性能（続き）

区分		規定
機動性能	運行性能	J I S D 1 0 2 2 によって運行性能試験を実施し、異常があつてはならない。
	最大安定傾斜角	a) 最大積載状態で右側及び左側に 2 8 度未満の傾きで転覆してはならない。 b) 標準積載状態で右側及び左側に 3 0 度未満の傾きで転覆してはならない。
	最小回転半径	1 2 m以下とする。（最大積載状態）
	渡渉能力	渡渉水深 8 0 c mにおいて走行可能でなければならない。（標準積載状態）
安全性能	加熱炉失火検知	加熱炉バーナの失火を検知したとき、燃料の供給を停止可能でなければならない。
	水温過熱防止	次の状態のとき、燃料の供給を停止可能でなければならない。 a) 加熱炉出口の水圧が 5 0 k P a 以下（基準）のとき b) 水タンクの水温が 4 5 ℃以上（基準）のとき（3 5 ℃～4 5 ℃の範囲（基準）で調整ができなければならない。）
	ポンプ異常圧力検知	次の状態のとき、ポンプが自動停止する。 a) 循環ポンプの水圧が 5 0 k P a 以下（基準）のとき b) 高圧ポンプの水圧が 5 0 k P a 以下（基準）のとき
耐環境性能	耐温度性	－ 3 0 ℃～＋ 4 0 ℃の環境下において異常なく使用可能でなければならない。
	耐振動性	a) N D S C 0 1 1 0 によって、異常なく動作可能でなければならない。
	耐衝撃性	b) 破損及び緩みなど損傷があつてはならない。
	耐水性	内部に機器の動作に支障を来たす浸水があつてはならない。

2.7 塗装・塗色

塗装及び塗色は、次による。

- a) 塗装は、十分な防せい処理をして下塗りを行った後に、上塗りを 2 回以上行うことを標準とする。
- b) 塗色は、N D S Z 8 2 0 1 の色番号 2 3 1 4 （OD色 7 . 5 Y 3 / 1 ）とし、塗料は、次のいずれかによる。

なお、細部は、承認色見本による。

- 1) J I S K 5 5 7 2 の半つや外部用又は同等以上でなければならない。
- 2) J I S K 5 6 5 1 の半つや外部用又は同等以上でなければならない。

2.8 外観

外観は、次による。

- a) 有害なきず，割れ，まくれその他の欠陥があつてはならない。
- b) 塗装及びめっきにむらがあつてはならない。

2.9 製品の表示

製品の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，次による。細部は，承認図面による。

- a) NDS Z 8011の1種銘板を取り付ける。

なお，物品管理区分標識は，GLT-CG-Z000001の図2bによる。

- b) NDS Z 8011の3種銘板を，取扱上注意を要する箇所に取り付ける。

2.10 自動車番号標

自動車番号標は，“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”による。

2.11 品質管理

品質管理は，DSP Z 9008による。なお，要求事項は，DSP Z 9008の表1のbによる。

3 品質保証

3.1 試験

試験は，GV-D110054に搭載した状態において表8に示す試験を行い，表7に示す性能を満たさなければならない。

なお，細部の試験要領は，製品試験実施要領書による。

表8－試験

項目	規定
散布性能	a) 前方放射管から幅3.0 m(基準)で110 L/分を基準に散布できることを確認する。 b) スプレーガン2本から散布し，スプレーガン1本当たり55 L/分を基準に散布できることを確認する。 c) 散布後に強制排水できることを確認する。
給水性能	水面からタンク頂面までの高低差6 m下の水源から給水し，給水量を確認する。
加温性能	15℃の水2000 Lを1時間で45℃以上に加温（基準）できることを確認する。
混合性能	a) 供給部にHC-K110025を20 Kg投入し，51秒以内に粉碎機へ供給できることを確認する。 b) 詰まりなく散布できることを確認する。
持続性能	給水・加温・散布状態で48時間連続運転を実施し，運転間及び運転後に各装置に破損及び漏れなどの異常があつてはならない（48時間には給油及びドレンによる中断時間は含まない）。
空輸性能	表7の空輸性能及び海上輸送性能を満たすものとし，細部は，承認図面による。
海上輸送性能	

表8－試験（続き）

項目		規定
機動性能	運行性能	J I S D 1 0 2 2によって最大積載状態で2 0 0 k m以上走行し、その間車両部及び地域等除染装置部の機能、作動、漏れ、亀裂、破損、異音、過熱などを調べる。 なお、この試験には、標準積載状態で起伏、凹凸のある場所1 0 k m（基準）走行する不整地試験を含む。
	最大安定傾斜角	当装置を傾斜台に乗せ、当装置を右側及び左側に傾けたときの安定度を調べる。
	最小回転半径	かじ取りハンドルを右又は左に最大に操作して、低速で回転（旋回）した場合における最外側のわだちの中心点の軌跡の半径を調べる。
	渡渉能力	表7の渡渉能力を満たす物とし、細部は、承認図面による。
安全性	加熱炉失火検知	異常状態を作為し、規定の安全性能が作動するか確認する。
	水温過熱防止	
	ポンプ異常圧力検知	
耐環境性能	耐温度性	a) N D S C 0 1 1 0の3.6.2による。 b) 気温－3 0 ℃以下において、5 ℃以下の水を水タンクに給水し、加温及び散布の操作を実施する。気温4 0 ℃以上においても水タンクへの給水及び加温を実施する。
	耐振動性	運行性能の試験方法による。
	耐衝撃性	a) N D S C 0 1 1 0の3.2.2 表2 地上電子機器の場合、区分D及び3.2.4による。 b) 開閉部は、密閉状態とする。 c) 非動作、乾燥状態とする。 d) 試験対象は、水タンク部及び混合加温給水部とする。
	耐水性	a) N D S C 0 1 1 0の3.9.2及び3.9.3,又は、3.10.1及び3.10.3による。 b) 開閉部は、密閉状態とする。 c) 非動作、乾燥状態とする。 d) 試験対象は、混合加温給水部とする。
作動確認		各装置が正常に作動することを確認する。

3.2 試験の省略

試験の省略は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1に示す構成品が初回製造の試験に合格し、かつ、契約の相手方が同一で、その後の製造条件、設計に変更がない事実、並びに部品及び材料の変更が試験結果に影響がない事実が確認される場合には、当該試験を省略してもよい。

3.3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 官給品

官給品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の箇条5によるほか、表9による。官給場所及び官給時期は、調達要領指定書によって指定する。

表9－官給品

番号	品名	数量	規定	引渡時期	引渡先
1	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（除染セット車体部）	1台	GV-D110054種類は、“3 $\frac{1}{2}$ tトラック（除染セット（除染車）車体部）”とする。	契約の相手方の申請後速やかに。	官側の指定する場所
2	スプレーガン	2個	DSP D 6037		
3	減圧弁（水抜用）	1個	DSP D 6037		
4	エアホース（水抜用）	1本	DSP D 6037	契約の相手方の申請後速やかに。	官側の指定する場所
5	加熱炉本体 Assy	一式	CP-B-0003		
6	アンテナブラケット	2個	GS-C295799		

5.2 無償貸付品

無償貸付品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表10によるほか、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

なお、同一の契約の相手方における2回目以降の契約において、製品に変更のない場合は貸付けを省略してもよい。

表10－無償貸付品

番号	品名	数量	引渡時期	引渡先	返納時期	返納先	注記
1	広帯域多目的無線機（車両用）	一式	契約の相手方の申請後速やかに。	官側の指定する場所	契約納期まで。	官側の指定する場所	GS-C215816
2	車載装置 J M R A - Z 1 6 6 - ()	一式					GS-C295799
3	携帯除染器2型	一式					CP-B-6001

5.3 貸付文書

貸付文書は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表11による。

なお、同一の契約の相手方における2回目以降の契約において、製品に変更のない場合は貸付けを省略してもよい。

表11－貸付文書

番号	品名	数量	引渡時期	引渡先	返納時期	返納先	注記
1	技術指令書 貨物搭載 指令 C－130H/ KC－130H	1部	契約の相手方の申請後速やかに。	官側の指定する場所	契約納期まで。	官側の指定する場所	J．T．O． 1C－130 H－9
2	技術指令書 貨物搭載 指令 C－2輸送機	1部					J．T．O． 1C－C2－ 9
3	輸送ヘリコプター C H－47JA 取扱書	1部					TAS－02 3
4	輸送ヘリコプター C H－47J取扱書	1部					TAS－02 2
5	輸送艦「おおすみ型」 完成図書	1部					－
6	「エアクッション艇」 完成図書（海上輸送艦 技術刊行物）	1部					－

5.4 携行工具・附属品・予備品

携行工具、附属品及び予備品は、GV-D110054によるほか、次による。

a) **携行工具** 当装置の整備に必要な工具

b) **附属品** 附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表12による。

なお、車両へは搭載しない。

表12－附属品

番号	品名	数量	規定
1	寒冷地用電気 保温具	一式	水配管を加温し、凍結を防止できるシリコンベルトヒータとする。 a) 電源電圧：100 V b) 消費電力：50 W（標準）
2	高圧洗浄機	2台	a) 可搬式で除染溶液を散布できる構造をもたなければならない。 b) ノズルは、噴霧パターンの切替ができなければならない。 c) 電動式（充電式）とする。 d) 薬剤タンク容量は、15 L以上とする。
3	コンプレッサ	1台	強制排水用
4	空輸用車輪付 き治具	2台	水タンク部及び混合加温給水部を空輸するため、各部を1台もしくは複合で搭載可能でなければならない。 なお、CH－47型機及びC－130型機機体内に固縛可能な車輪付き機材とし、細部は承認図面による。
5	移動用固定具	一式	DSPD0003の荷台に地域等除染装置部を固定し移動が可能でなければならない。

表12－附属品（続き）

番号	品名	数量	規定
6	散布装置用延長ホース	1本	ホース長を10m以上延長可能でなければならない。
7	制御部用ソフトウェア	1個	—
8	制御部用インストール専用装置	一式	制御部用ソフトウェアをインストール可能でなければならない。

c) **予備品** 予備品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表13による。

表13－予備品

品名	数量	規定
噴射ノズル	2個	前方放射管用

5.5 申請書類

契約の相手方は、“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”に基づき新たに適用除外指定を受ける必要がある場合、又はすでに適用除外指定を受けた物を同一型式の範囲を超えて変更する場合は、適用除外申請のため、次の書類4部を技術審査終了後速やかに調達要求元に提出する。

- a) 主要諸元表
- b) 外観三面図又は外観四面図
- c) 原動機性能曲線図
- d) 走行性能曲線図
- e) 主要部強度計算書

5.6 納入書類

5.6.1 添付書類

添付書類は、表14による。

表14－添付書類

番号	書類名	数量	規定
1	除染セット（除染車）取扱説明書	1部	GLT-CG-Z000001の7.1 a)による。
2	検査成績書	1部	契約の相手方が規定する様式

5.6.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表15の書類を調達要求元に1部提出する。ただし、同一の契約の相手方における2回目以降の契約において、製品に変更のない場合は、提出を省略してもよい。

表15－提出書類

番号	品名	提出時期	規定
1	取扱書	納入時	GLT-CG-Z000001の7.1 b)による。
2	整備資料（第3種）	納入時	GLT-CG-Z000001の7.2 c)による。
3	部品表（第3種）	納入時	GLT-CG-Z000001の7.3 c)による。
4	部品図	納入時	GLT-CG-Z000001の7.3 d)による。
5	納入計画書	計画審査終了後速やかに。	計画審査の内容を反映する。

表15－提出書類（続き）

番号	品名	提出時期	規定
6	設計計算書	設計審査終了後速やかに。	設計審査の内容を反映する。
7	製品試験実施要領書	設計審査終了後速やかに。	設計審査の内容を反映する。
8	製品試験成績書	製品試験実施後	契約の相手方が規定する様式
9	取扱説明書	納入時	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の7.1 a)による。
1 0	知的財産管理報告書	納入時	契約の相手方が規定する様式

5.7 承認用図面等

契約の相手方は、契約後速やかに承認用図面等を作成し、2.4 a), b), 2.5.1, 2.7 b), 2.9, 表8 空輸性能, 海上輸送性能, 表12 番号4について契約担当官等の承認を受ける。

なお、作成及び提出の要領は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の2.2及び箇条6による。

5.8 技術審査

契約の相手方は、附属書Aに示す技術審査実施要領に基づき、技術審査を受ける。ただし、同一の契約の相手方における2回目以降の契約において、前回契約時から審査内容及び要求内容に変更のない場合は、技術審査を実施しない。

なお、細部は、調達要求元と調整する。

5.9 型式管理

契約の相手方は、“武器・化学装備品等の型式管理について（通達）”によって型式管理を実施する。

5.10 官側の支援

契約の相手方は、官側の支援が必要な場合には、契約担当官等を通じて、調達要求元に支援を求めてもよい。

5.11 技術変更提案

契約の相手方は、技術変更提案をする場合は、調達要求元に事前審査を受けた後、“技術変更提案の処理について（通達）”の別冊によって、契約担当官等に提案する。

5.12 知的財産権に関する注意

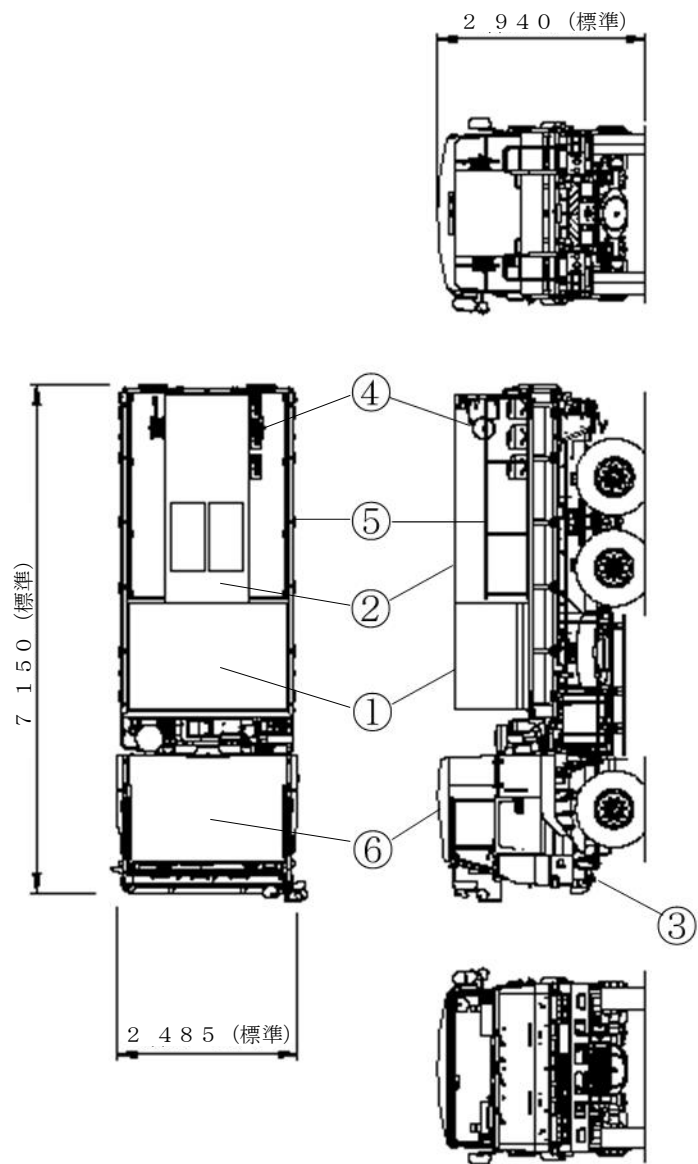
知的財産権に関する使用に関する知的財産権に関する注意は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の8.1による。

5.13 官側資料の使用に関する注意

官側資料の使用に関する注意については、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の8.2による。

5.14 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の8.3による。



⑥	車両部	—
⑤	手すり	左右
④	散布装置	スプレーガン2
③	前方放射管	—
②	混合加温給水部	—
①	水タンク部	—
番号	品名	注記

図1－除染車全体図

附属書 A (規定) 技術審査実施要領

A.1 適用範囲

この附属書は、当装置の製造請負契約において実施する技術審査の実施要領について規定する。

A.2 目的

契約の相手方が、この仕様書に定めるところによって実施した納入計画及び細部設計を審査することを目的とする。

A.3 技術審査官の構成

A.3.1 審査主任

審査主任は、陸上幕僚監部装備計画部武器・化学課化学室長とする。

A.3.2 審査主任補佐

審査主任補佐は、審査主任が指名する。

A.3.3 審査員

審査員は、審査主任が指名又は依頼する機関などの職員とする。

A.4 技術審査項目

A.4.1 計画審査

計画審査は、計画の妥当性を目的とし、次の事項を審査する。

- a) 納入計画書
- b) その他審査主任が指定する事項

A.4.2 設計審査

設計審査は、次の細部設計を審査する。

- a) 設計計算書
- b) 製品試験実施要領
- c) その他審査主任が指定する事項

A.5 審査に伴う手続等

審査に伴う手続は、次による。

- a) 契約の相手方は、A.4 の技術審査項目について審査を受けなければならない。受審する技術審査項目、日程及び場所を記載した技術審査項目受審計画書 5 部を審査主任に提出する。
- b) 審査主任補佐は、審査主任を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

A.6 審査結果の処置

審査主任は、審査の結果について契約担当官等及び契約の相手方に通知する。

A.7 その他

契約の相手方は、審査に先立ち必要に応じて予備審査を受けてもよい。